

国指定小佐渡東部鳥獣保護区
小佐渡東部特別保護地区計画書

【指定】

(環境省案)

平成 年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

小佐渡東部特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

新潟県佐渡市所在国有林下越森林管理署 123 林班いからほまで及びかからきまでの各小班、124 林班、新穂官行造林 4 林班から 6 林班並びに新穂官行造林 4 林班い小班内にある県有地並びに同林班い及びはの各小班内にある民有地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 10 年間

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

国指定小佐渡東部鳥獣保護区は、昭和 38 年に絶滅の危機に瀕するトキの生息地保護のために設定された保護区である。

当該区域は、昭和 35 年から昭和 43 年にかけて毎年トキの繁殖が確認される等、過去において野生のトキの重要な営巣地及び採餌地となっていた。現在でもトキの営巣木として適したアカマツ、コナラ、スギ等の大径木が残されているほか、人の手によるトキの採餌場所の整備及び維持管理が行われており、平成 20 年から再導入が実施されているトキの営巣地及び採餌場所として良好な自然環境を有している。

このように、当該区域はトキの野生下への再導入を進める上で重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するトキを始めとする鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

1) トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息

状況の把握に努める。

- 2) 鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) テン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥獣については、有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- 4) 当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、佐渡市の南東部に連なる標高 600m 前後の小佐渡山脈のうち国見山を北端とした西側一帯に広がる山地である。

イ 地形、地質等

当該区域は、新生代、第三紀頃に海底の激しい火山活動によって生成された火山岩類によって構成されたものである。今から 500 万～80 万年前に海底の隆起によって山地が形成され、その後約 2 万年前までにかけて山地や丘陵の隆起がさらに活発となった。当該区域を流れる河川は、中央を流れる国府川と南端を流れる天神股川があるが、新穂ダムで合流し、国府川として国中平野を貫流しながら、真野湾に流下している。

土壌の分布としては、褐色森林土が全体を覆っている。

ウ 植物相の概要

国府川を境に北側はスギを主体とした人工造林地が比較的多く、南側はコナラ、クリを主体とした落葉広葉樹林地が広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ウグイス、キビタキ、ホオジロ等のスズメ目が多く生息しているほか、佐渡固有亜種のサドカケス等 36 科 110 種の鳥類が確認されている。

哺乳類では、佐渡島に特徴的な種、亜種として、サドトガリネズミ、サドモグラ、サドノウサギの生息が確認されているほか、本州から移入されたタヌキ、テン等 8 科 15 種が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制礼 9 本

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 57 年 3 月 31 日（昭和 57 年 3 月 24 日環境庁告示第 39 号）

(2) 経緯

指定

平成 3 年 11 月 1 日（平成 4 年 10 月 31 日環境庁告示第 52 号）

指定

平成 13 年 11 月 1 日（平成 13 年 10 月 29 日環境省告示第 66 号）

指定

平成23年11月 1 日（平成23年10月24日環境省告示第86号）

別表 1 国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	12,582 ha	337 ha	12,919 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
└ 林 野	10,266 ha	43 ha	10,309 ha	734 ha	ha	734 ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	1,821 ha	224 ha	2,045 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 公有水面	56 ha	ha	56 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ その他	439 ha	70 ha	509 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	1,192 ha	16 ha	1,208 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	1,000 ha	ha	1,000 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	1,000 ha	ha	1,000 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 制限林	997 ha	ha	997 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	29 ha	ha	29 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	968 ha	ha	968 ha	622 ha	ha	622 ha	ha	ha	ha
└ 普通林	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	192 ha	16 ha	208 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	169 ha	16 ha	185 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	1,851 ha	17 ha	1,868 ha	110 ha	ha	110 ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	60 ha	1 ha	61 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	8 ha	ha	8 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	6 ha	ha	6 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	2 ha	ha	2 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	27 ha	ha	27 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	25 ha	1 ha	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村所有地等	1,791 ha	16 ha	1,807 ha	109 ha	ha	109 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	955 ha	ha	955 ha	108 ha	ha	108 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	773 ha	ha	773 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	61 ha	ha	61 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	121 ha	ha	121 ha	108 ha	ha	108 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	777 ha	1 ha	778 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ その他	59 ha	15 ha	74 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,483 ha	304 ha	9,787 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	2,068 ha	ha	2,068 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 保安林	1,524 ha	ha	1,524 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	496 ha	ha	496 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	48 ha	ha	48 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	5,581 ha	47 ha	5,628 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	1,834 ha	257 ha	2,091 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	56 ha	ha	56 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
計	12,582 ha	337 ha	12,919 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	12,462 ha	2 ha	12,464 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
└ (佐渡弥彦米山国定公園)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	104 ha	ha	104 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ (小佐渡県立自然公園)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	12,358 ha	2 ha	12,360 ha	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：埋蔵文化財包蔵地)	51 ha	9 ha	60 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の、面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	○ キジ		留鳥
		○ コジュケイ		留鳥 (外来)
		○ ヤマドリ		留鳥 (外来)
カモ	カモ	オシドリ	D D	留鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		留鳥
		カルガモ		留鳥
		オナガガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
		ホシハジロ		冬鳥
		キンクロハジロ		冬鳥
		スズガモ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		留鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		○ アオバト		夏鳥
ペリカン	サギ	ゴイサギ		留鳥
		アオサギ		留鳥
		ダイサギ		冬鳥
	トキ	<u>トキ</u>	E W、国内希少、特別天然記念物	留鳥
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ		夏鳥
		○ ホトトギス		夏鳥
		○ ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	N T	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		旅鳥
		アマツバメ		夏鳥
チドリ	シギ	ヤマシギ		冬鳥
		アオシギ		冬鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	N T	留鳥
	タカ	ハチクマ	N T	夏鳥
		○ トビ		留鳥
		<u>オジロワシ</u>	V U、国内希少、国際希少、天然記念物	冬鳥
		ツミ		留鳥
		ハイタカ	N T	留鳥
		オオタカ	N T	留鳥
		<u>サシバ</u>	V U	夏鳥
		○ ノスリ		留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
		コノハズク		迷鳥
		アオバズク		夏鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ		迷鳥
		○ オオアカゲラ		留鳥
		○ アカゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	V U、国内希少、国際希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	V U	夏鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	○ モズ		留鳥
	カラス	○ サドカケス		留鳥
		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
	ククイタダキ	○ ククイタダキ		冬鳥
	シジュウカラ	○ ヤマガラ		留鳥
		○ ヒガラ		留鳥
		○ シジュウカラ		留鳥
	ツバメ	○ ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥
		○ ヤブサメ		夏鳥
	エナガ	○ エナガ		留鳥
	ムシクイ	○ オオムシクイ	DD	旅鳥
		○ メボソムシクイ		旅鳥
		エゾムシクイ		旅鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	○ メジロ		留鳥
	ミソサザイ	○ ミソサザイ		留鳥
	ムクドリ	コムクドリ		夏鳥
	カワガラス	○ カワガラス		留鳥
	ヒタキ	○ トラツグミ		留鳥
		○ クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥
		○ シロハラ		冬鳥
		アカハラ		夏鳥
		○ ツグミ		冬鳥
		コマドリ		旅鳥
		ノゴマ		旅鳥
		○ コルリ		夏鳥
		○ ルリビタキ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		ノビタキ		旅鳥
		エゾビタキ		旅鳥
		サメビタキ		旅鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		○ キビタキ		夏鳥
		ムギマキ		旅鳥
		○ オオルリ		夏鳥
	スズメ	ニュウナイスズメ		旅鳥
		スズメ		留鳥
	セキレイ	○ キセキレイ		夏鳥
		ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
		ビンズイ		旅鳥
	アトリ	○ アトリ		冬鳥
		○ カワラヒワ		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ マヒワ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		イスカ		冬鳥
		ナキイスカ		迷鳥
		○ ウソ		冬鳥
		○ シメ		冬鳥
		コイカル		迷鳥
		○ イカル		留鳥
	ホオジロ	○ ホオジロ		留鳥
		○ カシラダカ		冬鳥
		○ ミヤマホオジロ		冬鳥
		ノジコ	N T	旅鳥
		アオジ		冬鳥
		クロジ		夏鳥
合計	15目	36科	110種	

(注)

1. データはモニタリングサイト1000調査、トキの島の野鳥 佐渡島鳥類目録、鳥獣保護区管理員報告書等に拠る。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会、2012年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
特別天然記念物：文化財保護法による特別天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

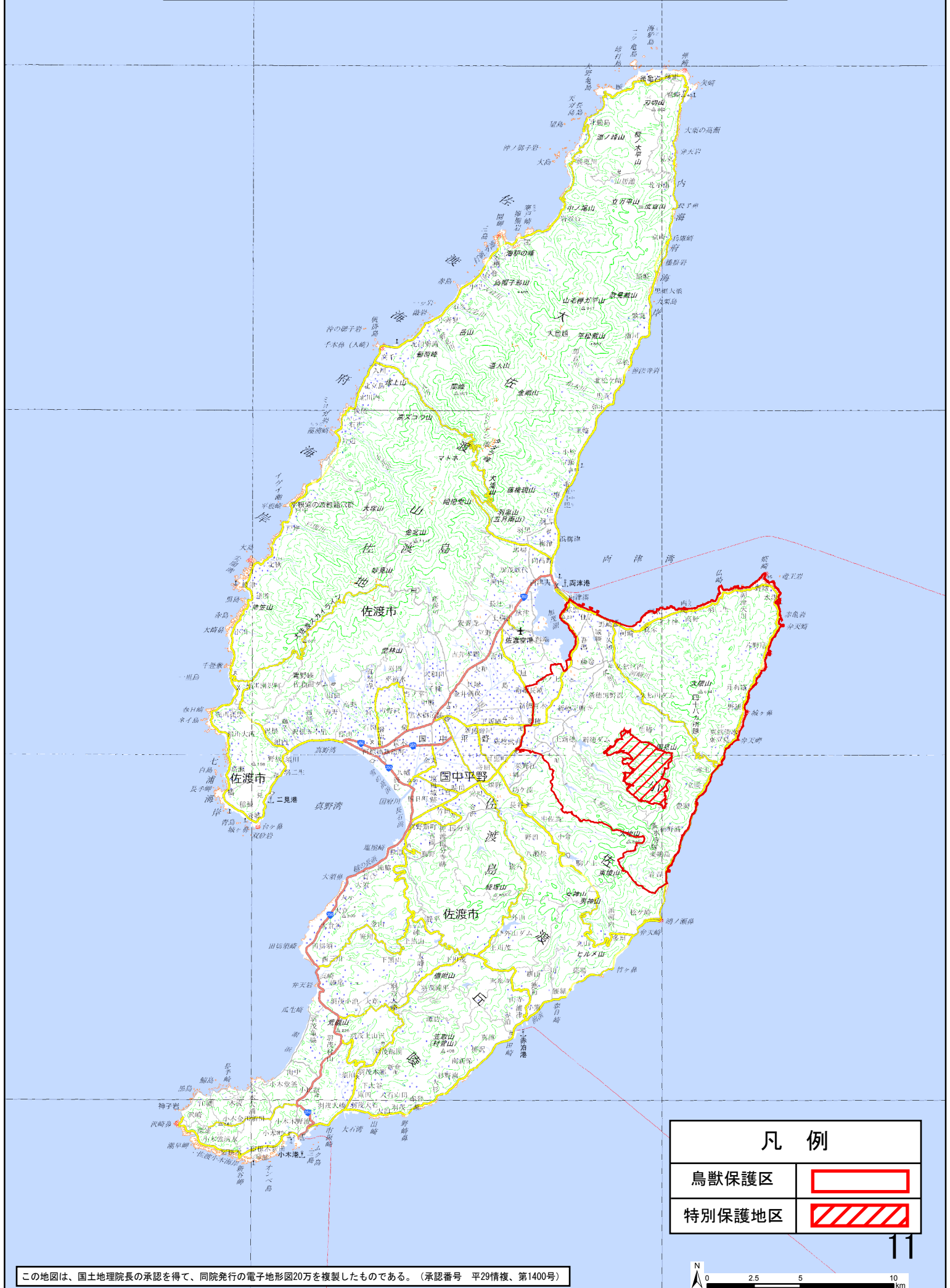
(別表3) 国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	サドトガリネズミ		
		○ ジネズミ		
	モグラ	○ サドモグラ	N T	
コウモリ	キクガシラコウモリ	○ キクガシラコウモリ		
		○ コキクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	○ モモジロコウモリ		
		○ ユビナガコウモリ		
		○ コテングコウモリ		
ネコ	イヌ	○ タヌキ		
	イタチ	○ テン		
		○ イタチ		
ネズミ	ネズミ	○ ハタネズミ		
		○ アカネズミ		
		○ ヒメネズミ		
ウサギ	ウサギ	○ サドノウサギ	N T	
合計	5 目	8 科	15種	

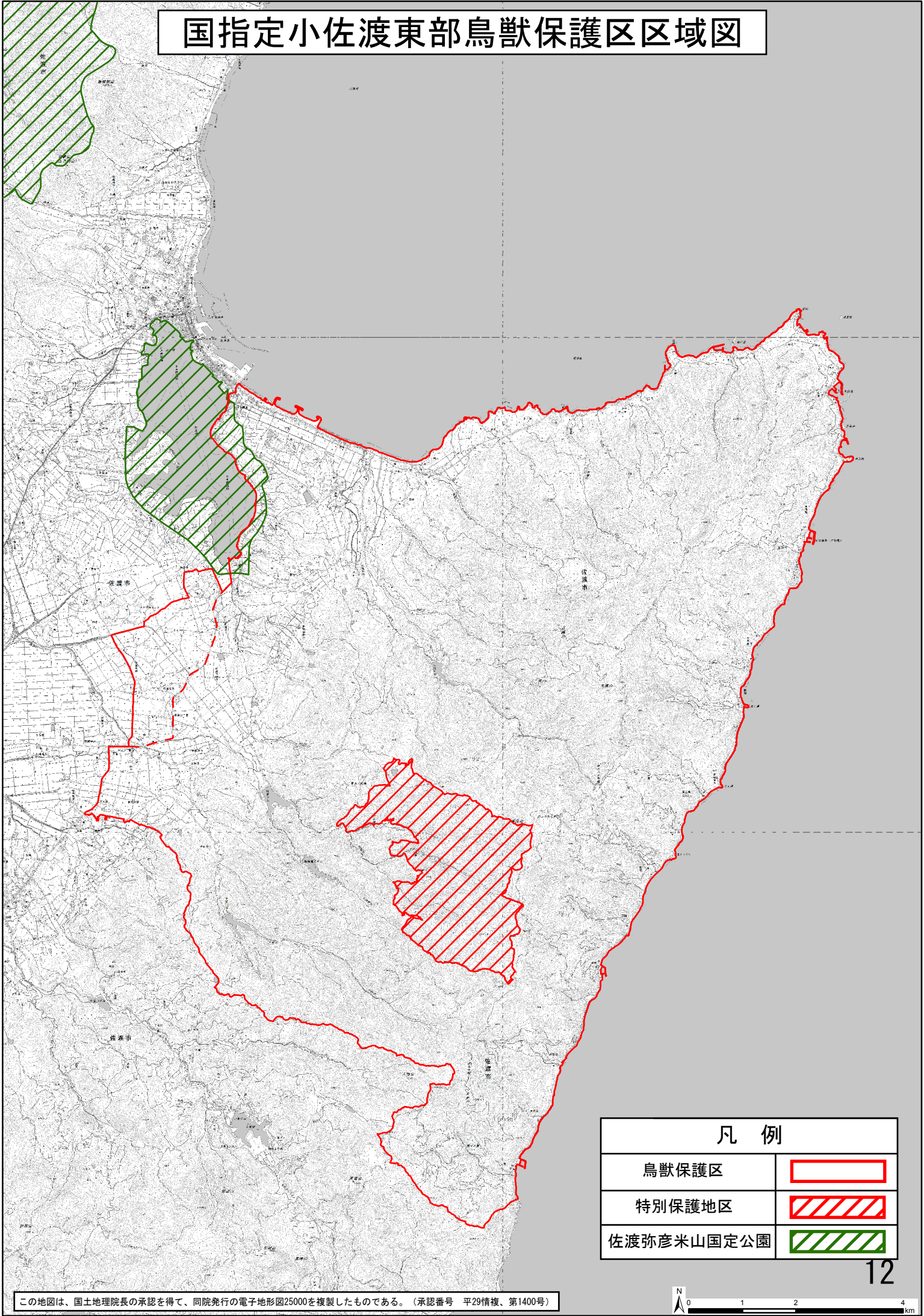
(注)

1. データは既存文献、鳥獣保護区管理員報告書、調査業務結果等に拠る。
2. 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（環境省、2002年）を参考とした。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(2017)
EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

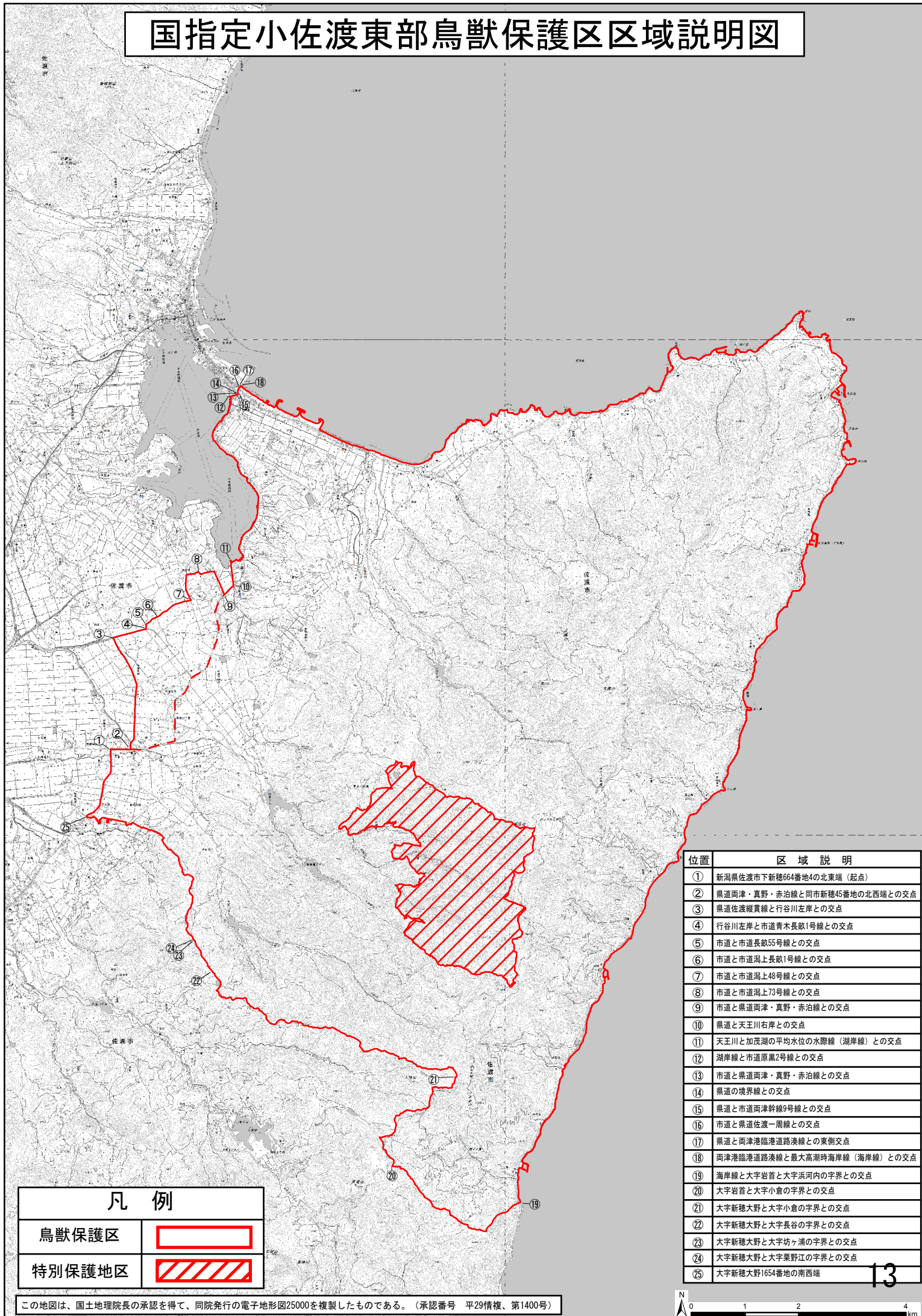
国指定小佐渡東部鳥獣保護区位置図



国指定小佐渡東部鳥獣保護区区域図



国指定小佐渡東部鳥獣保護区区域説明図



凡 例

鳥獣保護区



特別保護地区



位置	区 域 説 明
①	新潟県佐渡市新穂664番地4の北東端（起点）
②	県道両津・真野・赤泊線と市道新穂45番地の北西端との交点
③	県道佐渡縦貫線と行谷川左岸との交点
④	行谷川左岸と市道青木長畝1号線との交点
⑤	市道と市道長畝55号線との交点
⑥	市道と市道潟上長畝1号線との交点
⑦	市道と市道潟上48号線との交点
⑧	市道と市道潟上73号線との交点
⑨	市道と県道両津・真野・赤泊線との交点
⑩	県道と天王川右岸との交点
⑪	天王川と加茂湖の平均水位の水際線（湖岸線）との交点
⑫	湖岸線と市道原黒2号線との交点
⑬	市道と県道両津・真野・赤泊線との交点
⑭	県道の境界線との交点
⑮	県道と市道両津幹線9号線との交点
⑯	市道と県道佐渡一周線との交点
⑰	県道と両津港臨港道路湊線との東側交点
⑱	両津港臨港道路湊線と最大高潮時海岸線（海岸線）との交点
⑲	海岸線と大字岩首と大字浜河内の字界との交点
⑳	大字岩首と大字小倉の字界との交点
㉑	大字新穂大野と大字小倉の字界との交点
㉒	大字新穂大野と大字長谷の字界との交点
㉓	大字新穂大野と大字坊ヶ浦の字界との交点
㉔	大字新穂大野と大字栗野江の字界との交点
㉕	大字新穂大野1654番地の南西端